

多文化共生社会の実現と社会福祉の役割
2023年12月11日（月）

多機関協働による外国人支援活動 ～誰一人取り残さない地域共生社会の実現～



社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会

はじめに／自己紹介

豊島区民社会福祉協議会 共生社会課CSW担当チーフ 宮坂 誠

2010年に、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会入職。

中央高齢者総合相談センター見守り支援事業担当に2年従事した後、
コミュニティソーシャルワーク事業（CSW）担当を7年。

2019年4月～2022年3月まで、豊島区高齢者福祉課へ勤務
（区と社協の人事交流事業にて）。

2022年4月より、現職。



豊島区民社協
ホームページ



Twitter



Instagram



LINE



Facebook

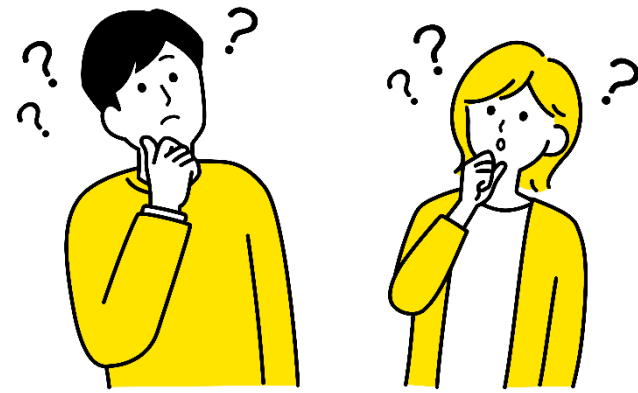


YouTube



ふくじい
LINEスタンプ
(LINE STORE)





そもそも、 “社会福祉協議会”って？

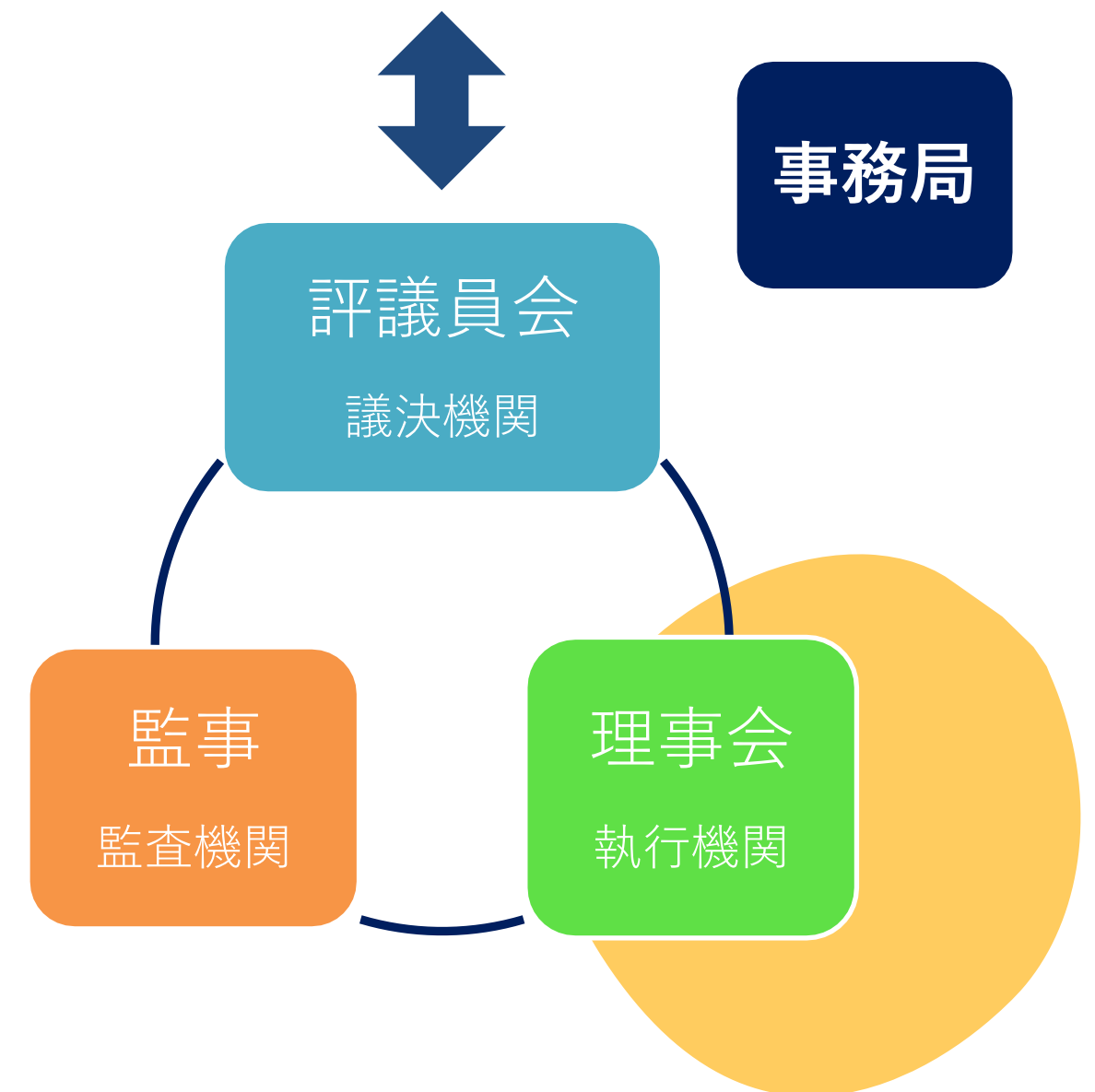
地域福祉の推進を図ることを目的とする、
民間の非営利組織（社会福祉法人）です

- ・ 住民の参加を基本とし、社会福祉関係者をはじめとする幅広い分野の関係者の参加に支えられ、行政の支援を受けている地域の公益的・自律的組織です。
- ・ 戦後、民間福祉の育成策として、地域の問題をみんなで協議しながら進めて行く団体として生まれました。
「社会福祉をみんなで協議する会」→“社会福祉協議会”（社協）
- ・ **豊島区民社協は**、昭和28（1953）年に設立、令和5（2023）年に**創立70周年**を迎えます。

豊島区民社会福祉協議会

構 成 員

会員（個人・団体・賛助）、町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員会、ボランティア団体・NPO、地域活動団体、社会福祉施設、保健・医療・教育等関連機関、企業、行政機関 など



豊島区民社協 事務局組織・主な事業内容

< 2023年4月1日現在 >

事務局長

代 表：会長 寺田 晃弘（豊島区民生委員児童委員協議会 前代表会長）
職員数：60名（臨時職員等除く）

事務局次長

総務課

企画総務担当（法人運営、寄附、募金、貸付など）

地域福祉課

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」／終活あんしんセンター
（成年後見制度利用促進事業、地域福祉権利擁護事業など）

中央高齢者総合相談センター
（地域包括支援センター、見守り支援事業）

共生社会課

共生社会推進担当
（ボランティアセンター、リボンサービス、生活支援体制整備事業など）

コミュニティソーシャルワーク担当（CSW）

自立相談支援担当（くらし・しごと相談支援センター）



豊島区の特徴

人 口：292,054人 【2023.11.1】

面 積：13.01km²←人口密度全国No.1

- 町会加入率：44.9% 【2022.3.31】
- 民生・児童委員数：224人(実数)/258人(定員) 【2023.5.1】
- 外国籍住民：32,493人(人口比 11.1%)
- 高齢化率：19.6%(56,666人)
- ひとり暮らし高齢者：35.2% (20,837人) 【2020.10.1】
- まちの様相はすべて違う
 - 池袋、巣鴨、駒込、目白、長崎等々

豊島区



豊島区HPより

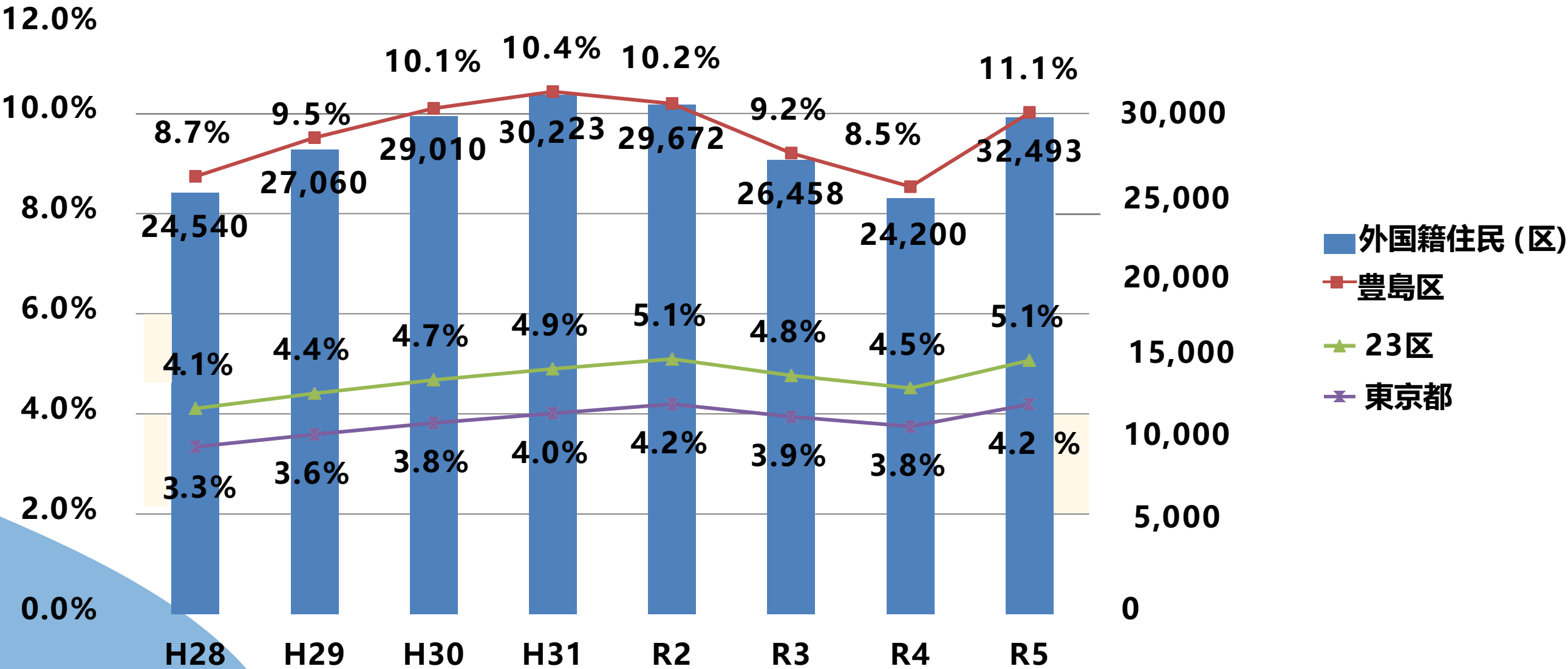


※日付の記載がない項目は2023年4月1日現在

外国籍住民 人口の推移

- 豊島区の外国籍住民の人口は、2023年11月1日現在で32,493人
中国（13,811人）が最も多く、ベトナム（2,544人） ミャンマー（2,540人） ネパール（2,339人） 韓国（2,235人）
が続いており、120以上の国・地域の方々が居住する多様性 に富んだ地域。
- 在留資格別では、**留学（29.4%） 技術・人文知識・国際業務（18.4%） 永住者（16.2%）** 家族滞在（9.3%）
特定活動（8.5%） 特別永住者（3.5%） 技能（2.9%） となっており、留学生が多い地域。

（2022年6月末、出入国在留管理庁HPより）



出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」「外国人人口」（いずれも各年1月1日現在）

豊島区における コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の取組み

<事業目的>

区民ひろばを拠点にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、新たな支え合いの仕組みづくりを推進することにより、年齢や性別、国籍、障害の有無によらず、誰もが、地域コミュニティに受け入れられ、共に支え合い、居心地が良く安心して暮らせる、“誰一人取り残さない”地域共生社会の実現を目指す。（豊島区委託事業）



豊島区 C S W の特徴

- ・ 子どもから高齢者まで、**全世代**を対象に、地域住民の暮らしの相談を受けています。
- ・ 身近な困りごとや悩みごとから制度の狭間まで「相談は**断らない**」「相談は福祉にこだわらず、**暮らしのこと全般**」一人ひとりの生活や思いに寄り添ってサポートします。
- ・ 地域住民、町会・自治会、民生児童委員、青少年育成委員、関係機関等と連携し、**地域のネットワークづくり**を進めます。
- ・ **個別相談から見えてくる課題**を考察し、**地域支援活動**に生かします。
- ・ 地域住民が個人や地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえるよう、課題の可視化や 地域活動に参加しやすい環境づくり、啓発活動などを行っています。



生活福祉資金“特例貸付”と外国人世帯の課題

◆生活福祉資金“特例貸付”（実施期間：2020年3月25日～2022年9月30日）

コロナ禍による収入減少や離職などにより、生活に困窮している世帯に対する貸付制度。
通常の貸付制度では永住者等に対象が限られているが、特例貸付では就労可能な在留資格全般に対象を広げた。

◆豊島区での受付状況

- ・申請受付件数－**29,498**件

緊急小口 11,335件／総合初回 9,514件／延長 3,482件／再貸付 5,167件

- ・外国人世帯の割合－約 **4** 割

◆豊島区における申請者の状況／対応

- ・国籍や在留資格を問わず、飲食店に勤務する方からの相談が多い。母国からの仕送りが止まっている人も。
- ・中国、韓国よりも、ネパール、ミャンマー、ベトナム国籍の住民からの申請が多い。
- ・留学生からは、学費の支払いについて相談を受けることも多い。
- ・日本語で会話はできて、読み書きが困難な場合が多い。郵送では対応できず窓口での記入方法の説明、対応が必要。
- ・英語を母語としない方も多く、翻訳機器（ポケトーク）やスマートフォンの翻訳アプリなどを使用。
→途中から、ネパール、ミャンマー、ベトナムの各言語を話せる臨時職員を雇用。



生活福祉資金特例貸付窓口とC S Wの連携

貸付の窓口にて、課題を抱えていたり貸付の対象とならない人や世帯がいた場合、本人の同意を得た上でC S Wに連絡。個別に訪問や面談を行い、他方策の紹介、手続き等の同行支援、生保へのつなぎ、食糧支援、インフォーマル資源の活用（NPOなどとの連携）などの支援を行った。

<貸付窓口からつながった事例>

- ・ コロナ禍により就労できず、障がいのある子どもを抱えるひとり親家庭
- ・ コロナ影響で収入が減少した70歳父親と、ひきこもり状態にある息子の世帯
- ・ 区外への転居が決まったが転校等の手続きに支援が必要な外国人世帯
- ・ 貸付や生保などの公的な支援の対象とならない外国人



対象を問わずどのような相談も受け止める、伴走型支援を行うC S W事業を行っていたため、コロナ禍においても、社協内において迅速な連携・対応を行うことができた。

対応を行う中で、これまで **顕在化していなかった個別ニーズや地域課題の把握**にもつながった。

また、**適切な相談窓口や制度が用意されていても、様々な理由により自ら相談窓口に行けない、辿り着けない人がいることを改めて認識**することとなった。

外国人支援に関する課題・反省（豊島社協の場合）

- ◆言語の違い（コミュニケーションの難しさ、情報が正確に伝わらない）
- ◆文化的、宗教的背景に対する理解
- ◆在留資格や就労制限などに関する知識や支援経験に乏しい
- ◆生活の状況や困りごと、実態を把握できていない
- ◆アセスメント力の不足
- ◆外国人支援に対する組織として理解・体制（社協内外）など

<反省>

- ・以前から「多文化共生」という言葉は使っていたが、外国人が抱える生活課題には向き合えていなかったのではないかな。
地域に住む「生活者」として捉えていたか。
- ・「エスニック・ネットワークでつながり、支えあっている」という思い込み。
家族が日本にいない場合も多いため、ネットワークにつながっていないと、孤立しやすい状況にあること。
(例：初めての出産を控えて不安を抱える夫婦)



地域の状況



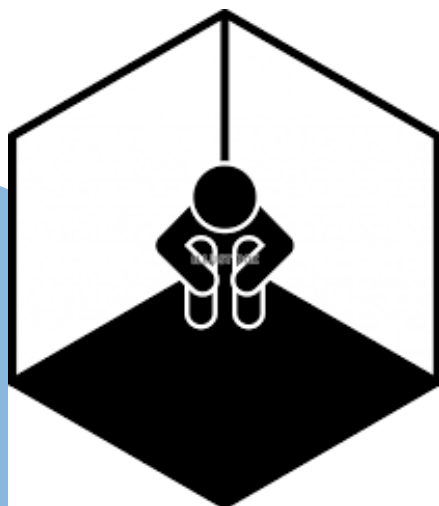
◆国際交流協会や行政の外国人相談窓口がない

→外国人支援を民間主導で行う必要性



◆コロナ禍における飲食店等の休業による失業、収入減

→経済的問題だけでなく、在留資格の危機



◆地域からの孤立

→共助を受けられない

多機関協働による外国人支援活動

としまる

(TOSHIMA Multicultural Support)

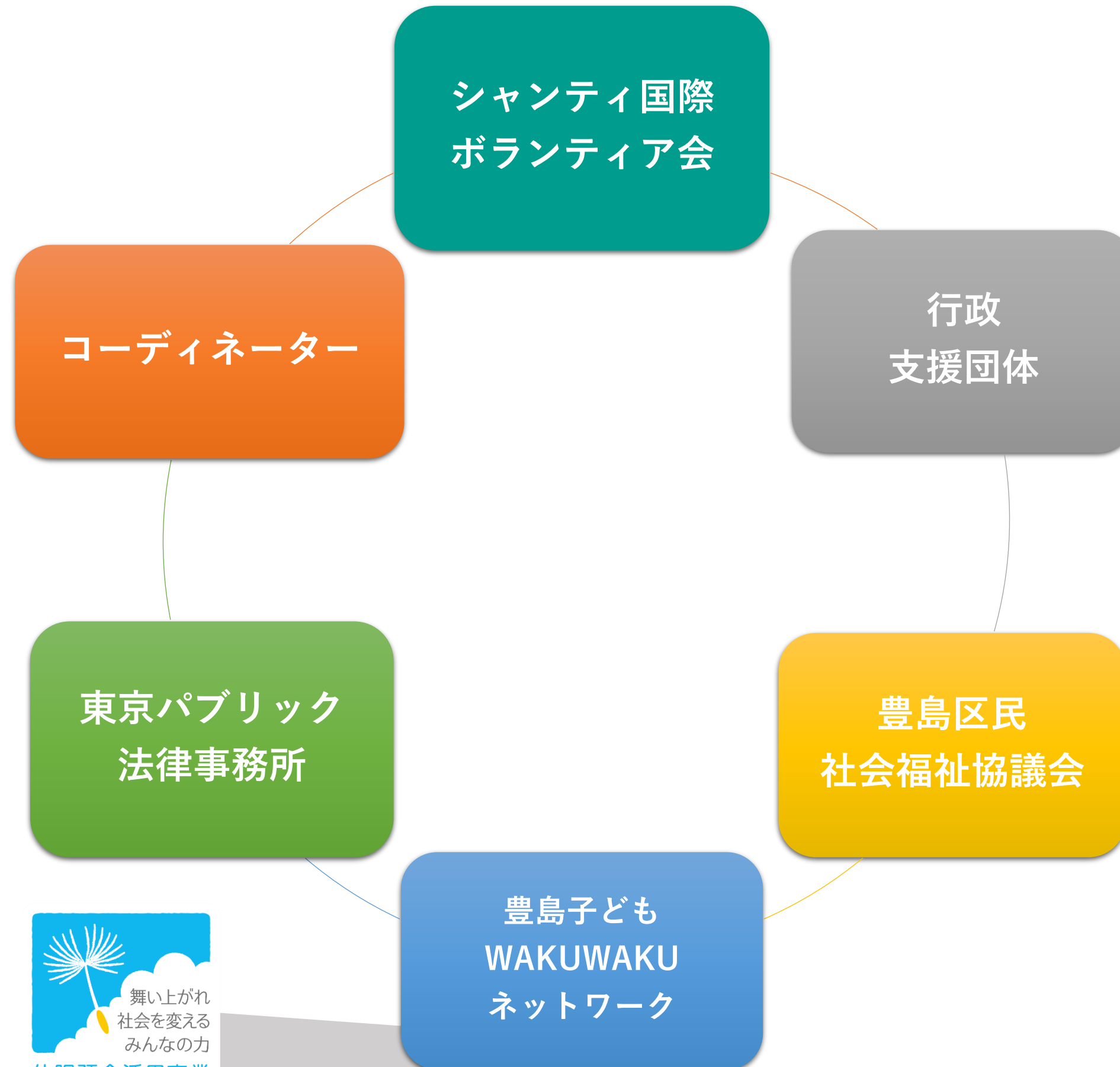
外国人への包括的生活支援



- ◆コロナ禍をきっかけに、困窮する外国人家庭への支援の機運が高まる。
- ◆コロナ禍以前よりつながりのあった弁護士法人東京パブリック法律事務所、豊島区民社協などとともに、支援方策や事業スキームなどについて協議。
シャンティ国際ボランティア会を主管団体として、「休眠預金等活用事業[※]」へ応募。
- ◆採択ののち、2021年5月より事業開始。
- ◆社協内では、主にC S W、共生社会課長が担当。

※ 休眠預金等活用事業...2019年に始まった10年以上取引のない預金（休眠預金）等を社会課題の解決・民間公益活動の促進のために活用する制度

連携体制



フードパントリー・相談会 計 33回開催 1,013名来場

2021年

6月19日	良品計画本社（東池袋）	3 2 名
7月18日	功雲院（池袋）	3 8 名
7月31日	ミャンマーレストラン（池袋）	2 2 名
8月22日	豊島区清掃事務所（池袋本町）	3 8 名
9月 5日	ネパールレストラン(大塚)	2 2 名
9月25日	南大塚地域文化創造館	6 3 名
10月 9日	白泉寺（巣鴨5丁目）	3 8 名
11月 6日	雑司が谷地域文化創造館	2 4 名
11月14日	特定技能セミナー（大塚）	1 8 名
12月 4日	外国人子育て応援（池袋）	1 5 名

2022年

1月22日	五郎久保稻荷神社(南長崎)	4 1 名
2月26日	ハローワークセミナー	3 6 名
3月19日	南大塚地域文化創造館	6 1 名
3月27日	特定技能セミナー（池袋）	1 5 名
4月16日	功雲院（池袋）	3 8 名
5月28日	東部区民事務所（大塚）	3 9 名
6月18日	IKE Biz（西池袋）	2 6 名
7月23日	良品計画本社（東池袋）	1 7 名
7月30日	在留資格セミナー	2 3 名
8月20日	南大塚地域文化創造館	3 3 名
9月19日	在留資格セミナー	1 9 名
10月15日	功雲院（池袋）	3 1 名
11月25日	南大塚地域文化創造館	2 7 名
12月17日	IKE Biz（西池袋）	2 6 名

2023年

1月22日	東部区民事務所（北大塚）	2 8 名
2月25日	しごとセミナー（IKE Biz）	2 8 名
3月12日	南大塚地域文化創造館	2 7 名
4月14日	南大塚地域文化創造館	3 9 名
6月10日	功雲院（池袋）	3 6 名
7月23日	としま区民センター	2 4 名
8月23日	南大塚地域文化創造館	3 4 名
9月23日	東部区民事務所	2 1 名
11月 1日	IKE Biz	3 4 名

活動の流れ



広報

社協の貸付名簿

SNS・口コミ



フードパントリー・相談会

食料配布

来場者への聞き取り



個別
支援

ケース会議

今後の支援内容を

関係者が協議

活動の3本柱

アウトリーチ

- 外国人への広報
(社協貸付対象者、SNSなど)
- 相談会でのニーズ把握



支援の実施

- 食料配布、相談会
- 個別生活支援
(窓口同行、社協手続支援、
就業サポートなど)
- 個別法的支援



支援力強化

- コーディネーター育成
**外国人の 支援される から
支援する への転換を図る。**
- 支援連携会議
- 行政との連携



生活支援・法的支援

コーディネーター ハローワーク・役所などの同行、通訳、就労サポート、追加情報提供

弁護士 法律相談、案件受任による個別対応

社協 貸付サポート、CSWによる相談対応、都営住宅申込サポート

ハローワーク連携イベント

- ・ 厚労省、ハローワークの協力を得て、ハローワークの登録、使い方、就職活動のテクニックをレクチャー

「特定技能ビザ」セミナー

- ・ 行政書士、技能実習生受入団体と連携
 - ・ 不安定な在留資格の方に安定した就労につながる在留資格や日本語検定についてレクチャー
- 2回目の開催では、コーディネーター自らが講義



社会的包摂

- コーディネーター（ネパール・ミャンマー・英中）
- 支援連携会議（連携団体・支援団体・行政の担当者が出席）
- シンポジウム開催（地域の団体とともに、現場の声を伝える）

・来場者からの声

「ボランティアとして参加したい」

→ 支援者の役割を外国人が担える環境

「話を聞いてもらえて嬉しかった」

「これまで話せる人がいなかった」

→ 「助けて」と言える環境



資格試験サポートをするコーディネーター

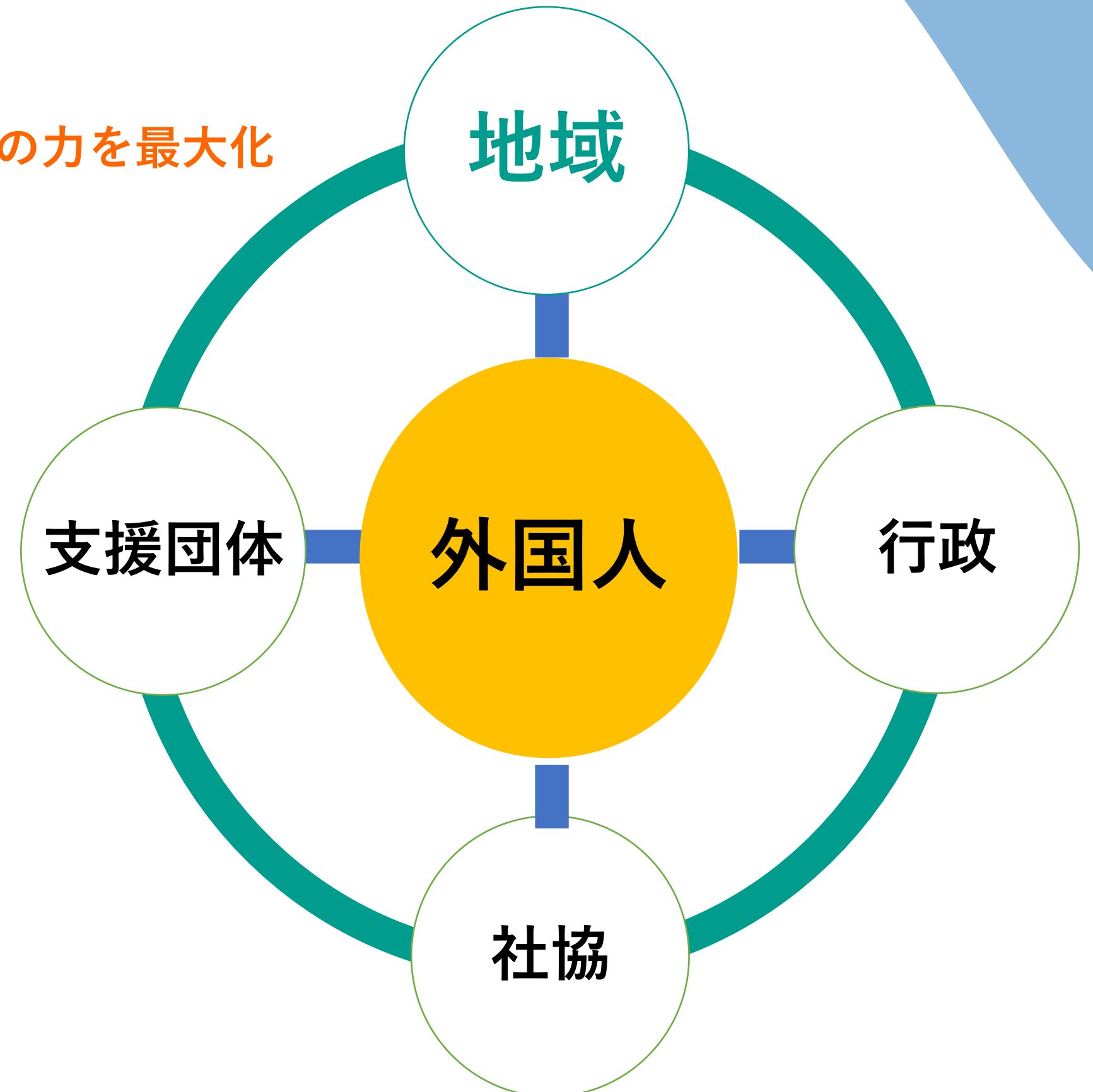
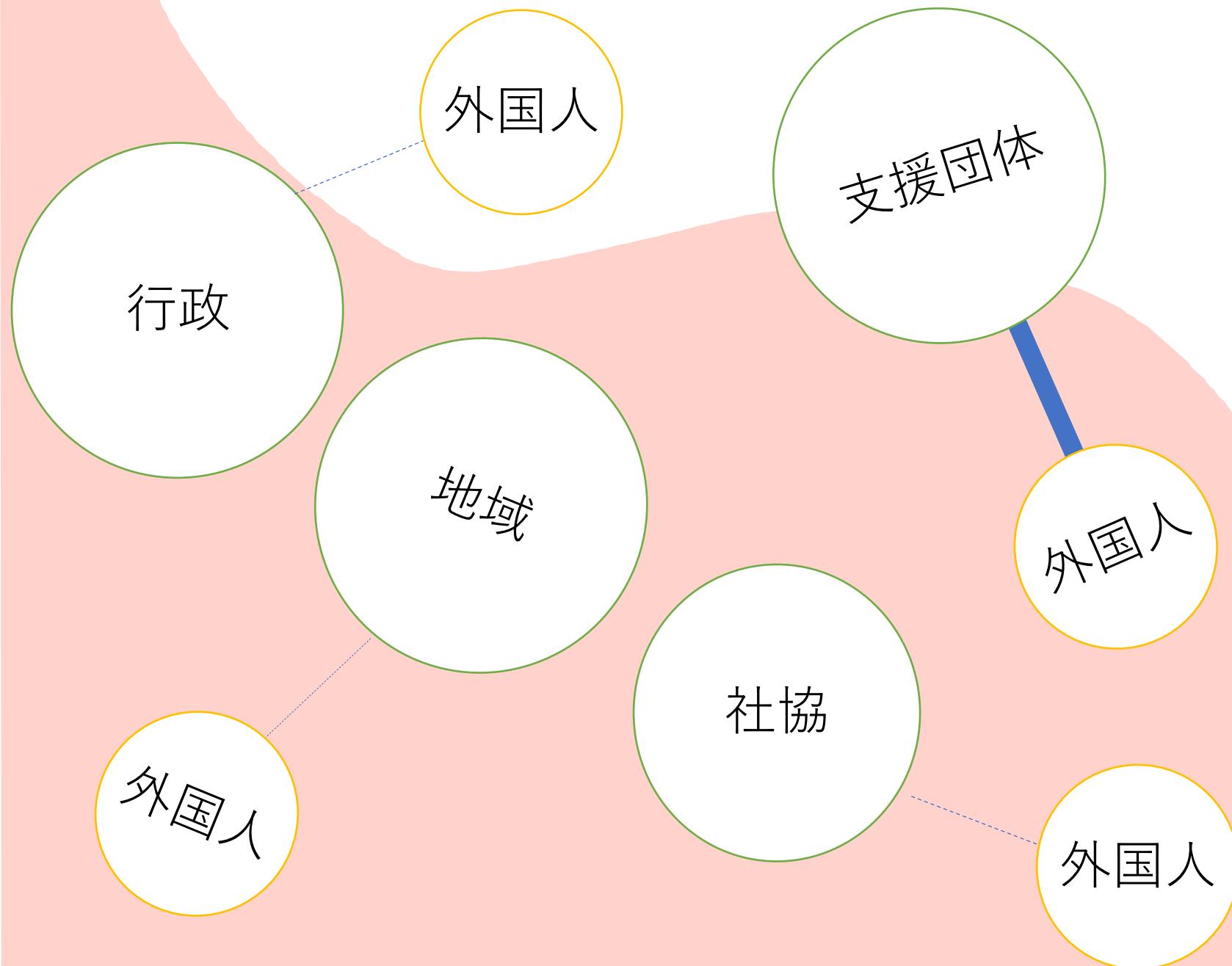
今後の取り組み／展開

互いの特色を生かす

- ・ 持ち場がある支援
- ・ 連携団体が同じことをせず足らざるを補う
- ・ 地域の支援ネットワークを強化



支援の力を最大化



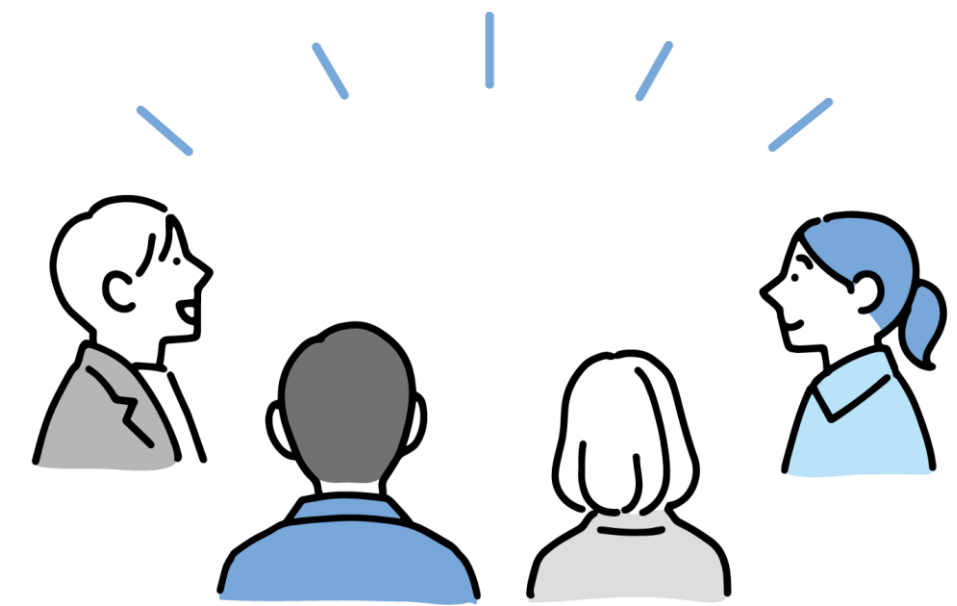
今後の取り組み/展開

◆相談につながりづらい人々（孤独・孤立）へのアプローチ

相談会を通じたニーズ把握・アプローチだけでなく、より多様な機関と連携して、支援を必要とする人や家庭へアプローチを行う。

→行政や地域のNPOなどと、地域課題や連携方法について協議。

個別ケースへの支援などを通じて、視点の共有や支援体制の構築を進める。



◆持続可能な支援体制

多機関協働による支援の有効性はあるが、外国人住民にとって分かりやすい窓口などにも必要。

事業継続に係る財政的な支援や窓口設置に向けて、行政へのアクションを行う。

→社協として、事業を通じて把握した地域課題など、区の施策や計画への反映に向けて、

行政と情報共有。

今後の取り組み／展開

◆外国人支援を通じた地域づくり

これまでの取り組みから得たものやご縁を大切にしながら、外国人住民の抱える生活課題について、地域の中で一緒に考える場（場面）をつくっていききたい。

→課題を知り（気づいて）「何かしたい」「何ができるか」と考えてくれる人を地域に増やしていく。

◆地域共生社会へ向けた取り組み

国籍関係なく、地域の中で住民同士が知り合いになり、“おたがいさま”の関係性をつくっていききたい。

→支援する／されるの一方通行ではなく

困っていることがあればお互い声をかけ合う、支え合う地域へ



[このまちでみんなと生きてゆく～ひろがっています！多文化共生の輪～](#)

（豊島区民社協HP内）

